

特別養護老人ホームサンホームみやこ管理運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若竹会が設置経営する特別養護老人ホームサンホームみやこ(以下「施設」という。)が行う介護老人福祉施設(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、高齢者等の自立支援という観点にたつて、要介護者(以下「入所者」という。)が施設を利用し心身機能の維持向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の理念に基づき、入所者がその有する能力に応じ、可能な限り家庭における自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス及び居宅介護支援事業所との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、入所者のニーズを的確にとらえ、個別に入所生活介護計画を作成することにより、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 入所者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分り易く説明し、適切な介護技術をもってサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 名称 | 特別養護老人ホームサンホームみやこ |
| (2) 所在地 | 宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地20 |

(職員の区分及び定数)

第4条 職員の区分及び定数は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 施設長(管理者) | 1人 |
| (2) 医師(嘱託) | (3)人 |
| (3) 事務員 | 4人 |
| (4) 生活相談員 | 1人以上 |
| (5) 看護師または准看護師 | 2人以上 |
| (6) 介護福祉士及び介護士 | 15人以上 |
| (7) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (8) 機能訓練指導員 | 1人以上 |
| (9) 栄養士 | 1人以上 |

(10) 調理員 5名（他事業所兼務）

2 前項の他、必要に応じその他の職員を置くことができる。

（職員の職務）

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長

理事長の命を受け、施設の管理運営を総括すること

(2) 医師

入所者の診療、健康管理及び保健衛生の指導に関すること

(3) 事務員

① 経理事務

② 建物、備品の保安全管理に関すること

③ 物品の調達受け払いに関すること

④ 文書の収受、発送に関すること

⑤ 関係機関との連絡調整に関すること

⑥ 介護報酬請求事務に関すること

⑦ 利用料金の徴収事務に関すること

⑧ その他庶務に関すること

(4) 生活相談員

① 生活相談、助言に関すること

② 教養娯楽等行事の計画実施に関すること

③ 施設利用等、入退所に関すること

④ 関係機関との連絡調整に関すること

⑤ 苦情処理に関すること

⑥ 所持金の受託管理に関すること

⑦ その他入所者の処遇に関すること

(5) 看護師または准看護師

① 医師の指示による傷病者の処置に関すること

② 傷病者の看護に関すること

③ 入所者及び職員の保健衛生に関すること

④ 医療機器薬品の整理保管に関すること

⑤ 診療記録等の整備保管に関すること

⑥ その他健康管理に関すること

(6) 介護福祉士及び介護士

① 日常生活の介護及び補助に関すること

- ② 被服、寝具、日用品の管理に関する事
- ③ 居室、浴室、洗濯室等の管理に関する事
- ④ その他入所者の介護に関する事

(7) 介護支援専門員

- ① 施設サービス計画作成に関する事
- ② 入所者等の調査に関する事
- ③ 介護士等に対する介護指導に関する事
- ④ 関係機関との連絡調整に関する事
- ⑤ その他介護サービスに関する事

(8) 機能訓練指導員

- ① 機能訓練実施計画に関する事
- ② 機能訓練指導に関する事
- ③ その他機能訓練に関する事

(9) 栄養士

- ① 食事の献立及び調理指導に関する事
- ② 食品の調達計画と受け払いに関する事
- ③ 栄養管理に関する事
- ④ 調理室及び食品庫等の管理に関する事
- ⑤ その他給食に関する事

(10) 調理員

- ① 栄養士の指示による食品の調理と配膳に関する事
- ② 調理室等の清掃に関する事
- ③ その他調理に関する事

(営業日及び営業時間)

第6条 施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 1月1日から12月31日
- (2) 営業時間 0時から24時
- (3) 電話等でも、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用者の定員)

第7条 施設の入所者の定員は50人とする。

(サービスの内容)

第8条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ① 食事の介助
- ② 排泄の介助
- ③ 入浴の介助
- ④ 移動の介助
- ⑤ その他必要な身体介助

(2) 健康状態の確認

(3) 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ① 日常生活動作に関する訓練
- ② 行事的活動
- ③ 趣味活動等

(4) 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ① 日常生活に関する相談、助言
- ② 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ③ その他必要な相談、助言

(施設サービス計画の作成等)

第9条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を十分に把握し、個別に施設サービス計画書を作成する。

- 2 施設サービス計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、施設サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの利用料)

第10条 介護サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、利用者負担額は介護保険負担割合証の負担率を乗じた額とする。利用者負担額について、利用者負担の減免、公費負担がある場合は、その負担率を乗じた額とする。

- 2 次の各号に掲げるものについては、利用料金全額の支払いを受けるものとする。ただし、利用者負担段階の第1段階から第3段階に該当する利用者の居住費及び食費については、その利用者負担限度額とする。また、利用者負担の減免がある場合は、居住費及び食費についてその負担率を乗じた額とする。

- | | | |
|--------------|----------|----------------------------------|
| (1) 居住費(多床室) | 1日あたり | 915円 |
| (2) 食費 | 1日あたり | 1,860円 (食材料費及び調理費として) |
| (3) 預り金管理料 | 1日・1冊あたり | 30円 (預金通帳を預かった場合) |
| (4) 家電製品持込料 | 1日・1点あたり | 30円 (テレビ等、電気ポット、電気毛布等(11~3月)に限る) |

- | | | |
|-------------------|--------|-------------------------------------|
| (5) 理美容サービス | 1 回あたり | 1,500 円～4,500 円 (カット、パーマにより値段が異なる。) |
| (6) インフルエンザ予防接種料 | 1 回あたり | 実費 |
| (7) 利用者が希望する特別な食事 | | 実費 |

3 前項の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 利用料の支払いは、現金、口座振込または自動振替等により、指定期日までに受ける。

(サービス提供記録の記載)

第11条 サービスを提供した際には、その提供日、内容及び入所者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第12条 施設の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第14条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第15条 職員は、使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生に十分留意するものとする。

2 職員は、感染症若しくは食中毒が発生またはまん延しないよう努めるとともに、施設内において委員会を組織し、万が一感染症等が発生した場合は施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。

3 職員は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(緊急時における対応等)

第16条 職員は、介護事故等の発生または再発防止に努めるとともに、施設内において委員会を組織し、万一介護事故等が発生した場合は施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。

2 職員は、介護事故予防等に関する知識の習得に努めるものとする。

(非常災害対策)

第17条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。また、所長は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(身体拘束の禁止)

第18条 施設は、サービスの提供にあたって、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の施設職員への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 施設職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止に関する事項)

第19条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 介護職員等の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 随時

2 施設は、この事業を行うため、ケース記録等の必要な記録及び帳簿を整備する。

3 利用者は、当該サービスを利用する際は、職員の指示に従わなければならない。

4 当施設の夜勤時間は17時から翌9時と定める。

5 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、施設長が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この規程は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 第4条(1)施設長の次に「(2)施設長補佐兼法人事務長」を加える。また(2)～(11)は順次繰り下げる。
- 2 第5条(1)の条文の次に「(2)施設長補佐兼法人事務長、〇施設の管理運営の総括について施設長を補佐すること、④法人業務に関すること」の条文を加える。また(2)～(11)は順次繰り下げる。
- 3 この規程は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第4条(6)「看護婦(士)又は准看護婦(士)」の名称を「看護師または准看護師」に、同条(7)「寮母(父)」の名称を「介護士」に改める。
- 2 第5条(6)「看護婦(士)又は准看護婦(士)」の名称を「看護師または准看護師」に、同条(7)「寮母(父)」の名称を「介護士」に改める。
- 3 この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第4条第1項の条文を改正する。また第1項第12号の条文を削除する。
- 2 第5条第12号の条文を削除する。
- 3 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第4条、第8条の条文の一部を改正及び削除する。(別紙のとおり)
- 2 この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第8条第2項及び同条第3項の条文を改正する。(別紙のとおり)
- 2 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第8条、第12条、第13条、第14条、第15条の条文を改正する。(別紙のとおり)
- 2 第9条、第10条、第15条を追加し、以下の条文を繰り下げる。(別紙のとおり)
- 2 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第10条2項に「(3)預り金管理料 1 日あたり 50 円(預金通帳を預かった場合)」、「(4)家電製品持込料 1 日・1 点あたり 30 円(テレビ等、電気ポット、電気毛布等(11～3 月)に限る)」、「(5)インフルエンザ予防接種料 1 回あたり 2,000 円」及び「(6)利用者が希望する特別な食事 実費」を加える。

- 2 第10条3項の条文「居住費及び食費の」を「前項の」に改める。
- 3 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第4条「(2)施設長補佐兼法人事務長」を削除し、(3)以降を繰り上げる。
- 2 第5条「(2)施設長補佐兼法人事務長 ①施設の管理運営の総括について施設長を補佐すること、②法人業務に関すること」を削除し、(3)以降を繰り上げる。
- 3 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第10条の条文を「介護サービスを提供した場合の利用料は、原則として介護報酬告示上1割の額とする。」から「介護サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、利用者負担額はその1割の額とする。利用者負担額について、公費負担がある場合は、その負担率を乗じた額とする。」に改正する。
- 2 第10条2項に「(7) 行政手続きの代行(確定申告代行手数料)1回あたり 500 円」を加える。
- 3 第18条4項に「当事業所の夜勤時間は 17 時から翌 9 時と定める。」を加え、以下を繰り下げる。
- 4 この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第10条の条文を「介護サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、利用者負担額はその1割の額とする。利用者負担額について、公費負担がある場合は、その負担率を乗じた額とする。」から「介護サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、利用者負担額は介護保険負担割合証の負担率を乗じた額とする。利用者負担額について、利用者負担の減免、公費負担がある場合は、その負担率を乗じた額とする。」に改正する。
- 2 第10条の2の「次の各号に掲げるものについては、利用料金全額の支払いを受けるものとする。ただし、利用者負担段階の第1段階から第3段階に該当する利用者については、その利用者負担限度額とする。」から「次の各号に掲げるものについては、利用料金全額の支払いを受けるものとする。ただし、利用者負担段階の第1段階から第3段階に該当する利用者の居住費及び食費については、その利用者負担限度額とする。また、利用者負担の軽減がある場合は、居住費及び食費についてその負担率を乗じた額とする。」に改正する。
- 3 第10条2項の「(1)居住費(多床室)1日あたり 320 円」から「(1)居住費(多床室)1日あたり 370 円」に改正する。
- 4 第10条2項の「(3)預り金管理料 1 日冊あたり 50 円(預金通帳を預かった場合)」から「(3)預り金管理料 1 日・1冊あたり 30 円(預金通帳を預かった場合)」に改正する。
- 5 第10条2項に「(4)小遣い金管理料 1 日あたり 30 円(本人の小遣い金の管理を施設で行った場合)」を加え、以下を繰り下げる。

- 6 第10条2項に「(6)理美容サービス1回あたり1,500円～4,500円(カット、パーマにより値段が異なる。)」を加え、以下を繰り下げる。
- 7 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第10条2項の「(1)居住費(多床室)1日あたり370円」から「(1)居住費(多床室)1日あたり840円」に改正する。
- 2 この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

- 1 第10条2項の「(4)小遣い金管理料1日あたり30円(本人の小遣い金の管理を施設で行った場合)」を削除し、以下を繰り上げる。
- 1 第10条2項の「(6)インフルエンザ予防接種料1回あたり2,000円」を「(6)インフルエンザ予防接種料1回あたり実費」に改める。
- 2 第10条2項の「(9)行政手続きの代行(確定申告代行手数料)1回あたり500円」を削除する。
- 3 この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

- 1 第10条2項の「(1)居住費(多床室)1日あたり840円」から「(1)居住費(多床室)1日あたり855円」に改める。
- 2 第18条5項の条文中「所長が理事長の承認を得て別に定めることができる。」を「施設長が理事長の承認を得て別に定めることができる。」に改める。
- 3 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 第18条を繰り下げ、第18条に次の条文を加える。

(虐待防止に関する事項)

第18条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(10)調理員の定数を「5人以上」から「(委託)」に改める。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(10)調理員の定数を「(委託)」から「5名(他事業所兼務)」に改める。
- 2 第10条3項に「前項の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。」を加え、以下を繰り下げる。
- 3 第10条4項の条文中の「現金または銀行口座振込等により」を「現金、口座振込または自動振替等により」に改める。
- 4 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第10条2項の「(1)居住費(多床室)1日あたり855円」から「(1)居住費(多床室)1日あたり915円」に改める。
- 2 この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

- 1 第18条「身体拘束の禁止」に係る条項を加える。
- 2 この規程は、令和7年4月1日から施行する。